

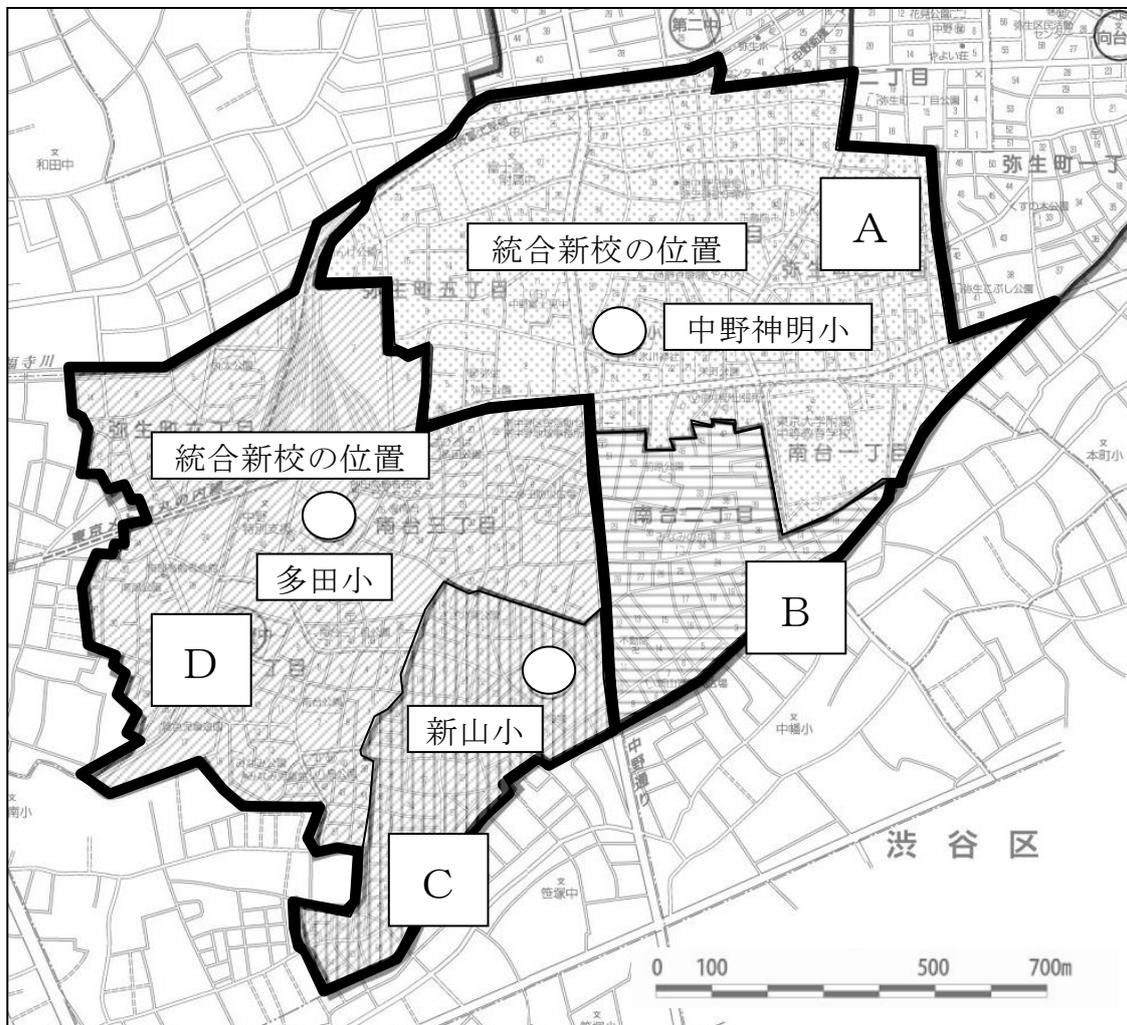
## 学校再編に伴う指定校変更の取扱い

中野神明小、多田小、新山小 .....	- 1 -
第三中、第十中 .....	- 2 -
桃園小、向台小 .....	- 4 -
上高田小、新井小 .....	- 5 -
第四中、第八中 .....	- 6 -
大和小、若宮小 .....	- 7 -
鷺宮小、西中野小 .....	- 8 -

## 学校再編に伴う指定校変更の取扱い

(中野神明小、多田小、新山小：平成 29 年度統合)

【図】中野神明小、多田小、新山小の通学区域図



※ Aは中野神明小、B Cは新山小、Dは多田小の通学区域。

新入生の場合（平成 26 年 4 月 1 日から適用）

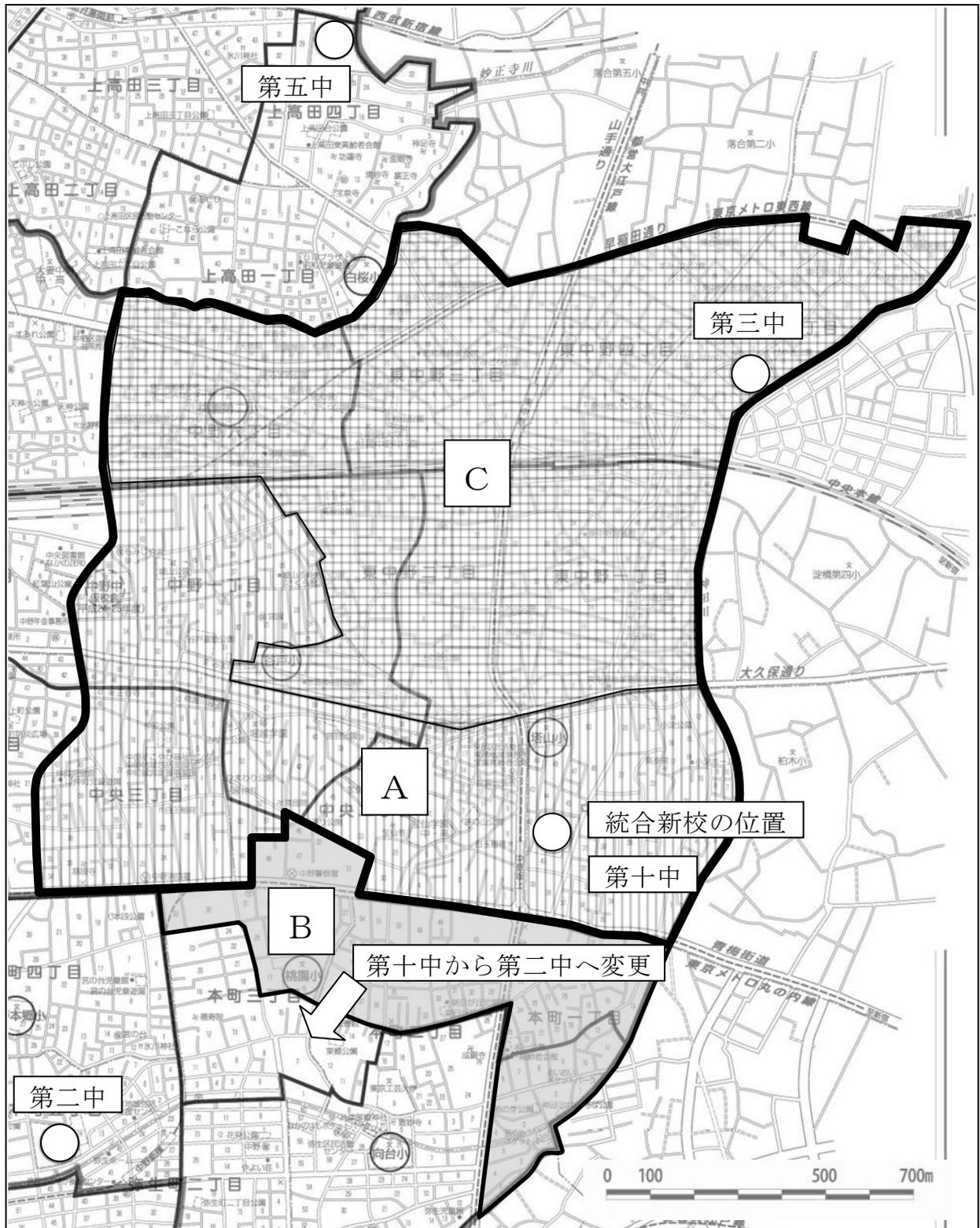
- ①：図のAの地域に居住する子どもは、新山小への指定校変更を認めます。
- ②：図のBの地域に居住する子どもは、中野神明小への指定校変更を認めます。
- ③：図のCの地域に居住する子どもは、多田小への指定校変更を認めます。
- ④：図のDの地域に居住する子どもは、新山小への指定校変更を認めます。

在校生の場合（統合する平成 29 年 4 月 1 日に適用）

- ①：図のBの地域に居住する子どもは、＜多田小・新山小＞統合新校への指定校変更を認めます。
- ②：図のCの地域に居住する子どもは、＜中野神明小・新山小＞統合新校への指定校変更を認めます。

学校再編に伴う指定校変更の取扱い（第三中、第十中：平成 30 年度統合）

【図】 第三中、第十中の通学区域図



※ A Bは第十中、Cは第三中の通学区域。

新入生の場合（平成 28 年 4 月 1 日から適用）

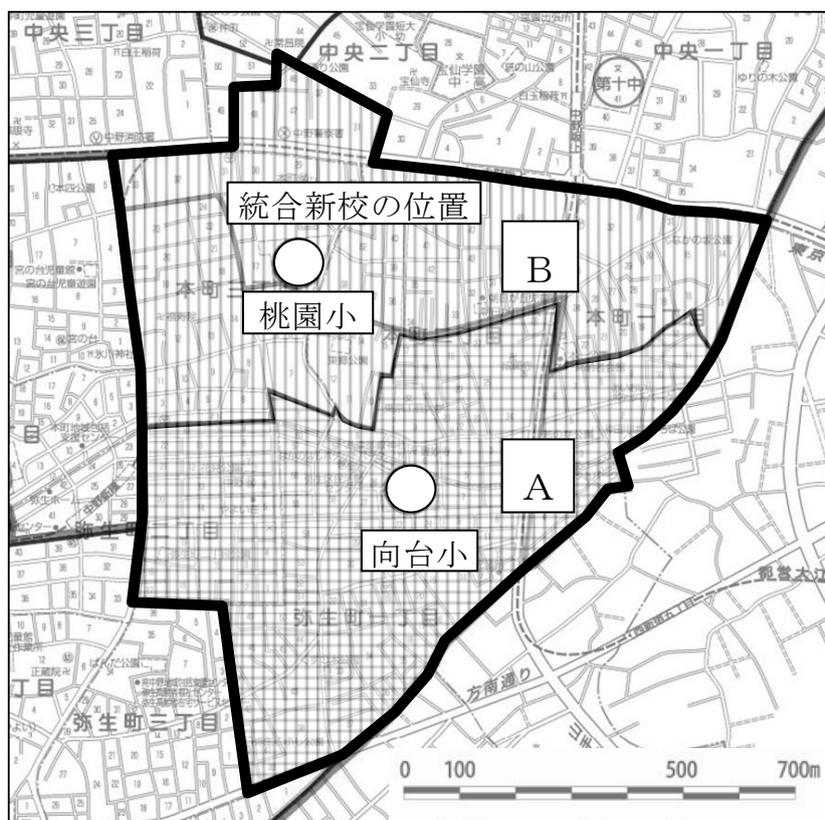
- ①：図の A の地域に居住する子どもは、第三中への指定校変更を認めます。
- ②：図の B の地域に居住する子どもは、第二中への指定校変更を認めます。
- ③：図の C の地域に居住する子どもは、第十中への指定校変更を認めます。

在校生の場合（統合する平成 30 年 4 月 1 日に適用）

- ①：図の B の地域に居住する子どもは、＜第三中・第十中＞統合新校への指定校変更を認めます。

## 学校再編に伴う指定校変更の取扱い（桃園小、向台小：平成 31 年度統合）

【図】桃園小、向台小の通学区域図



※ Aは向台小、Bは桃園小の通学区域。

新入生の場合（平成 26 年 4 月 1 日から適用）

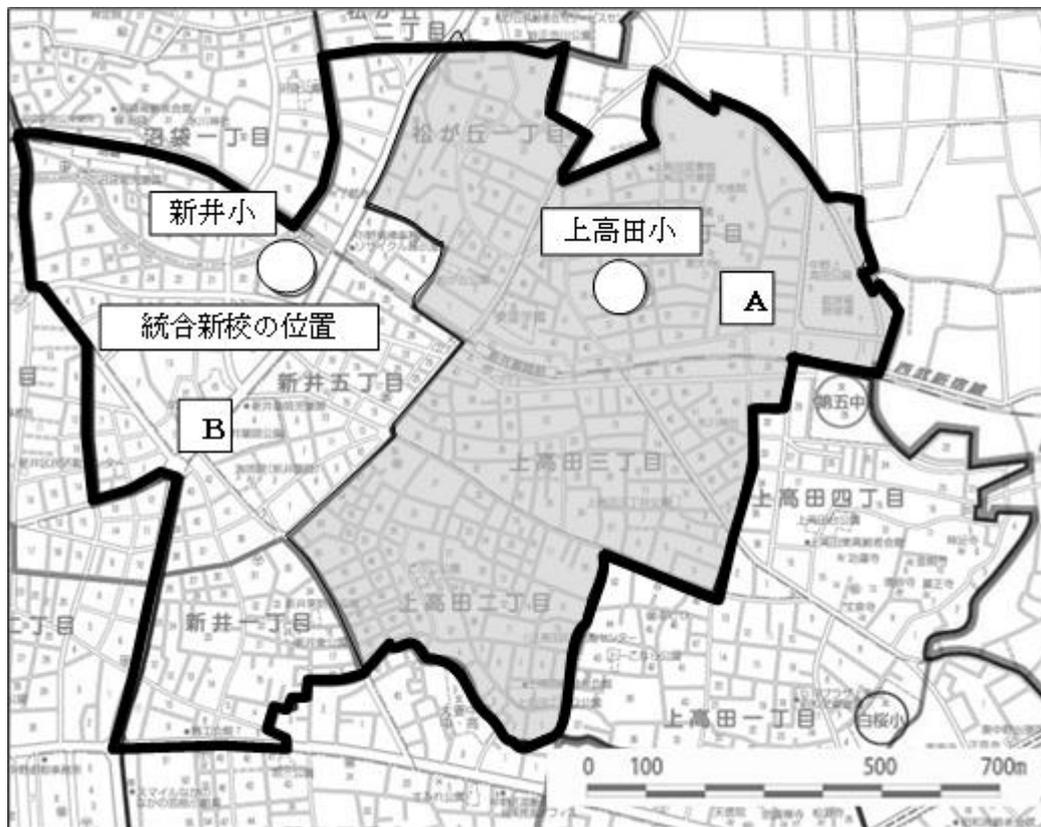
- ①：図のAの地域に居住する子どもは、桃園小への指定校変更を認めます。また、桃園小よりも中野本郷小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めません。
- ②：図のBの地域に居住する子どもは、向台小への指定校変更を認めます。

在校生の場合（統合する平成 31 年 4 月 1 日に適用）

- ①：図のAの地域に居住する子どもは、桃園小（統合新校の位置）よりも中野本郷小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。

学校再編に伴う指定校変更の取扱い（上高田小、新井小：平成 32 年度統合）

【図】上高田小、新井小の通学区域図



※ Aは上高田小、Bは新井小の通学区域。

新入生の場合（平成 29 年 4 月 21 日から適用）

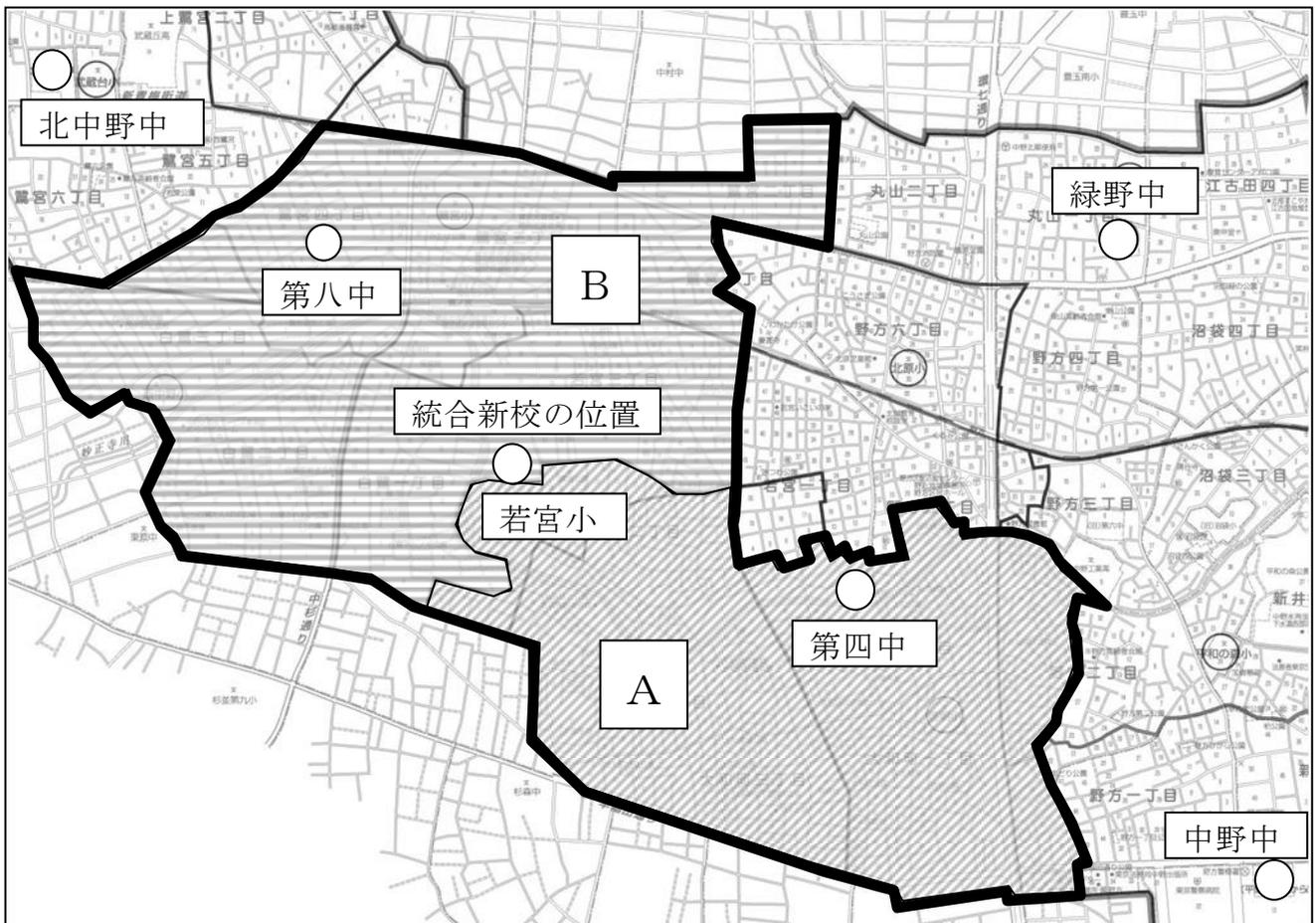
- ① : 図の A の地域に居住する子どもは、新井小への指定校変更を認めます。また、新井小よりも白桜小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。
- ② : 図の B の地域に居住する子どもは、上高田小への指定校変更を認めます。

在校生の場合（統合する平成 32 年 4 月 1 日に適用）

- ① 図の A の地域に居住する子どもは、新井小（統合新校の位置）よりも白桜小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。

## 学校再編に伴う指定校変更の取扱い（第四中、第八中：平成 33 年度統合）

【図】 第四中、第八中の通学区域図



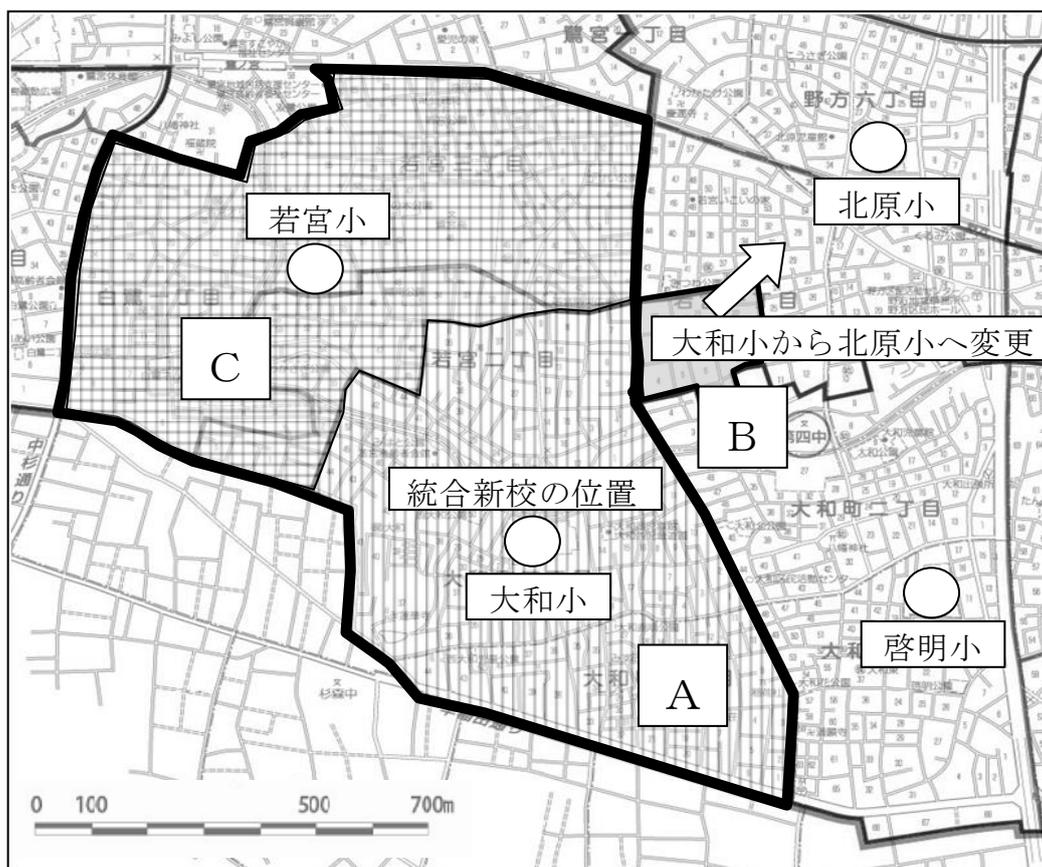
※ Aは第四中、Bは第八中の通学区域。（平成 31 年度に実施する通学区域変更後）

新入生の場合（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

- ①：図のAの地域に居住する子どもは、第八中への指定校変更を認めます。
- ②：図のBの地域に居住する子どもは、第四中への指定校変更を認めます。

## 学校再編に伴う指定校変更の取扱い（大和小、若宮小：平成 29 年度統合）

【図】大和小、若宮小の通学区域図



※ A Bは大和小、Cは若宮小の通学区域。

新入生の場合（平成 26 年 4 月 1 日から適用）

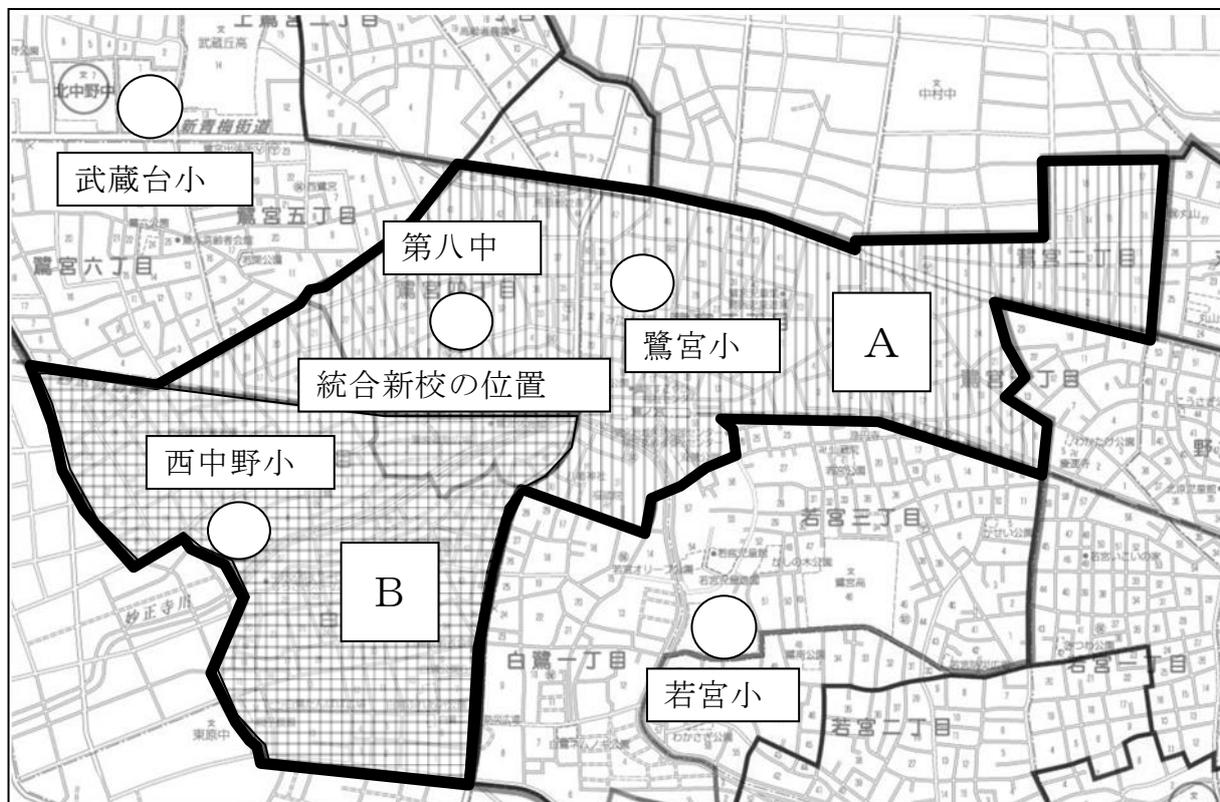
- ①：図のAの地域に居住する子どもは、若宮小への指定校変更を認めます。
- ②：図のBの地域に居住する子どもは、北原小への指定校変更を認めます。
- ③：図のCの地域に居住する子どもは、大和小への指定校変更を認めます。また、大和小よりも北原小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。

在校生の場合（統合する平成 29 年 4 月 1 日に適用）

- ①：図のCの地域に居住する子どもは、大和小(統合新校の位置)よりも北原小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。
- ②：図のBの地域に居住する子どもは、＜大和小・若宮小＞統合新校への指定校変更を認めます。

## 学校再編に伴う指定校変更の取扱い（鷺宮小、西中野小：平成 35 年度統合）

【図】 鷺宮小、西中野小の通学区域図



※ Aは鷺宮小、Bは西中野小の通学区域。

新入生の場合（平成 30 年 4 月 1 日から適用）

- ①：図のAの地域に居住する子どもは、西中野小への指定校変更を認めます。また、第八中学校の位置に設置する統合新校よりも北原小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。
- ②：図のBの地域に居住する子どもは、鷺宮小への指定校変更を認めます。また、第八中学校の位置に設置する統合新校よりも武蔵台小のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。

在校生の場合（統合する平成 35 年 4 月 1 日に適用）

- ①：図のA・Bの地域に居住する子どもは、第八中学校の位置に設置する統合新校よりも北原小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。